

第 202000327041 号  
令和 3 年 3 月 2 5 日

一般社団法人鳥取県測量設計業協会会長  
中国地質調査業協会鳥取県支部長  
一般社団法人日本補償コンサルタント協会鳥取県部会会長  
一般社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部鳥取県委員会代表

} 様

鳥取県県土整備部長  
(公 印 省 略)

道路施設等点検業務の発注における鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱等の運用について（送付）

鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成19年8月1日付第20070006569号当職通知。）別表第1及び鳥取県測量等業務指名競争入札指名選定要綱（平成19年8月1日付第200700043202号当職通知）別表第1に定める道路施設等点検のうち、トンネルに係るものの入札参加条件等について、平成27年8月4日付第201500068915号にて別添のとおり取り扱うこととし、平成30年4月18日付第201800014225号にて継続しておりましたが、この運用を引き続き令和6年3月31日まで継続することとしましたので、御承知いただくとともに、貴会員の皆様にも御周知いただきますようお願いいたします。

（担当：県土総務課入札制度担当 梅林

電話0857-26-7347、ファクシミリ0857-26-8190

道路企画課維持担当 田中

電話0857-26-7356、ファクシミリ0857-26-7624)

(別添)

道路施設等点検業務（トンネル）に係る入札参加条件等の運用

1 鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（以下、「要綱」という。）について次のとおり運用を定める。

(1) 入札参加条件

2者による共同企業体とし、各構成員の出資割合が30パーセント以上であることを条件とする。ただし、各構成員は次の表の条件を満たす者とする。

構成員	
代表者	県外に本店を有する有資格者で要綱第5条第2項(5)に規定する条件を満たす者又は県内に本店を有する有資格者で要綱第5条第1項(1)に規定する条件を満たす者
代表者以外	県内に本店を有する有資格者で要綱第5条第1項(1)に規定する条件を満たす者

(2) 配置技術者の特定資格

照査技術者の特定資格については、要綱別表第3に規定するもののほか、次の表に示すものも認めることとする。

技術士		RCCM
技術部門	選択科目	登録部門
総合技術監理又は建設	鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート部門

2 委託対象設計金額が100万円以上500万円未満の業務の入札は、県外業者の指名選定が困難であるため制限付一般競争入札を実施することとし、入札参加条件等は要綱及び本運用の1に定めるところによるものとする。